

友好学園深草こどもの家・京都モンテッソーリ教師養成コース学校法人設立準備会会則

(名称)

第1条 本学校法人設立準備会(以下、本事務局)は、友好学園深草こどもの家・京都モンテッソーリ教師養成コース学校法人設立準備会と称する。

(事務局所在地)

第2条 本事務局は、京都市山科区勸修寺御所内町 64-3 友好学園深草こどもの家勸修寺園舎 に置く。

(目的)

第3条 本事務局は、友好学園深草こどもの家・京都モンテッソーリ教師養成コースの学校法人化に向けて、広く、積極的な支援を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 本事務局は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 広く寄付を募り、集まった寄付金の管理をすること。
- (2) 適宜、役員会議を開催すること。
- (3) 友好学園深草こどもの家・京都モンテッソーリ教師養成コースの学校法人化に係る広報活動を行うこと。
- (4) その他必要と思われる活動を行うこと。

(役員)

第5条 本事務局には次の役員を置く。

- 1：代表 2名
- 2：副代表 2名
- 3：常任委員 4名
- 4：会計 1名
- 5：監査 1名

(役員任期)

第6条 役員任期は学校法人化完了までとする。

(役員選出)

第7条 役員選出は友好学園園長、または理事の推薦において行う。

(運営)

第8条 重要事項については、代表による召集のもと役員会を開催し、議事は出席者の過半数の同意をもって決定する。(委任状を含む)

(規約の改正)

第9条 本規約は、役員の過半数の同意をもって改正することができる。

(資産の管理)

第10条 本事務局の資産は、会計役員が管理し、その方法は役員会の議を経て大代表が定める。

附則

- 1：本規約は2021年1月22日より施行する。
- 2：本事務局の役員は別紙名簿に記載の者とする。